

---

---

令和6年大和町議会12月随時会議会議録

---

---

令和6年12月23日（月曜日）

---

---

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

---

---

出席議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野俊彦君	福祉課長	早坂基君
副町長	千葉喜一君	健康推進課長	大友徹君
教育長	八巻利栄子君	農林振興課長	阿部晃君
商工観光課長	蜂谷祐士君	総務課長	千葉正義君
商工観光課 企業立地推進室 長	星正己君	総務課 危機対策室長	甚野敬司君
都市建設課	江本篤夫君	まちづくり 政策課長	遠藤秀一君
上下水道課長	亀谷裕君	財政課長	児玉安弘君
教育総務課長	青木朋君	税務課長	村田充穂君
生涯学習課長	浪岡宜隆君	町民生活課 長	吉川裕幸君
公民館長	村田晶子君	子ども家庭課 長	小野政則君
会計課 会計係長	高橋希君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻井修一	次 兼議事 係 長 務 長	相澤敏晴
主 事	佐藤みなみ		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前10時30分 開 会

議 長 (今野善行君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年大和町議会12月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番櫻井 勝君及び6番森 秀樹君を指名します。

---

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (今野善行君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間のみをしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日間のみ決定しました。

---

日程第3「報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議 長 (今野善行君)

日程第3、議案第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

おはようございます。それではよろしく願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

報告第18号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告をいたすものでございます。

2ページが専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1の専決処分事項につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上町の義務に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲内において、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることでございます。

2の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3の事案の概要につきましては、相手方が著作権を有するイラスト1点を平成30年8月発行の広報たいわの印刷物及びホームページ上で無断使用したことにつきまして、著作権侵害に基づく損害賠償請求があったものでございます。

4の損害賠償額につきましては、金46万円でございます。

この額は、初年度5万円、2年目以降3万円が6年分で23万円、違約金が同額の23万円の合計額でございます。

5の和解の内容につきましては、大和町は相手方に対し46万円の解決金を支払い、今後、相手方が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約し、本件について債権債務の存在しないことを確認することというもので、令和6年12月9日専決いたしましたものでございます。

なお、現在の広報たいわで使用するイラスト等につきましては、委託している印刷業者が使用を可能とするものを使用しておりますので、同様の事象は発生しないものでございます。また、ホームページ上での広報たいわのバックナンバーの公開を過去3年分といたし、その他のページにつきましても、その使用権利を確認するよう、全庁的に通知をいたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、報告第18号の報告を終わります。

---

日程第4「議案第86号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例」

議 長 （今野善行君）

日程第4、議案第86号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第86号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別冊に議案説明資料を用意しておりますので、説明資料1ページをご覧ください。

この条例改正につきましては、令和6年人事院勧告に基づくさきの臨時国会におきまして、国の給与法改正が12月17日可決されたことによるものでございます。

本年の人事院勧告は8月8日になされ、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換を図るため、給与制度のアップデートを行い、多様な人材が集まり、1人1人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へつながるようにするとのことでございます。

勧告の主な内容は、月例給の改定を含めこの6項目でございまして、本町条例が関係するものを記載しております。

月例給、賞与の改定につきましては、本年4月に遡及し適用となり、通勤手当以降の手当につきましては、令和7年4月に施行予定となるものでございます。

次に、2の関係条例の改正につきまして、上記の①と②の部分につきましては、今回の条例改正により、③から⑥の項目につきましては、人事院規則でその詳細を確認する必要もありまして、令和7年3月定例会議におきまして提案したいというものでございます。

資料2ページをお願いします。

大和町職員の給与に関する条例の一部改正では、先ほど申し上げました2点の改正

となります。

改正の内容1点目が、昨年に引き続き月例給の改定でありまして、民間との格差2.76%を解消するために初任給を大幅に引き上げるもので、大卒で2万3,800円、高校卒で2万1,400円、これを踏まえまして、若年層30歳代後半まで重点を置き、全ての職員の号俸を対象に引上げの改正を行うものでございます。

2点目が、賞与につきまして、民間の支給状況等を踏まえまして、現行4.5月分から4.6月分に引き上げ、期末手当勤勉手当に0.05月ずつ配分するものでございます。

それでは、議案書3ページにお戻りください。

今回の改正では、改正の適用時期の関係から2段階の改正となるものでございます。

第1条は、本年中の適用の部分の改正で、新旧対照表の順に説明いたします。

第22条は期末手当の改正で、第2項改正前6月、12月もそれぞれ100分の122.5としておりましたが、改正後では、既に支給済みの6月の率をそのままといたし、12月分を100分の127.5とすることにより、年間100分の5の引上げを行い、年間では100分の250といたすものでございます。

第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の規定でありまして、一般職と同様、12月支給期に100分の2.5引上げとする改正でございます。

続きまして、23条は勤勉手当の改正でございます。

4ページにもまたがりませんが、第2項第1号では、期末手当と同様に12月支給期に100分の5を引上げとする改正で、第3号は、定年前再任用短時間勤務職員にも同様に改正するもので、引上げは100分の2.5とするものでございます。

次に、別表第1、給料表の全部を改正するものでございます。

給料表の改正では、大卒程度に係ります初任給1級25号俸を2万3,800円、高校卒につきましては、1級5号俸を2万1,400円の引上げとなり、旧号俸につきましては、4ページから斜め位置となります。

新旧対照表につきましては、先ほどの説明資料4ページ以降に用意いたしておりましたので、後ほどご覧願います。

続きまして、7ページ中段は第2条の改正で、こちらは令和7年度からの適用の改正となります。

第22条期末手当、第23条勤勉手当の改正は、第1条で改正したそれぞれの手当を再度改正いたすものでございます。第22条第2項は、6月を100分の122.5、12月分を100分の127.5といたしていたものを、6月、12月とも等分にし、100分の125とするもので、第3項定年前再任用短時間勤務職員も同様に、6月、12月も100分の70に改正

するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第23条第2項第1号では、勤勉手当の支給総額の算出に当たっての率を、6月を100分の102.5、12月を100分の107.5、合わせまして100分の210といたしていたものを期末手当と同様に、6月、12月とも100分の105といたすもので、第3号定年前再任用短時間勤務職員も同様に、6月、12月とも100分の50に改正するものでございます。

附則でございます。

第1条第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の改正規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の改正規定につきましては、令和6年4月1日に遡及して適用するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第2条は、第1項の改正規定は改正後の条例規定の内払、第3条は規則への委任規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第86号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「報告第87号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第5、議案第87号 大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

国の特別職におきましても、国家公務員の一般職と同様に期末手当の改正がなされておきまして、本年の特別職におきましても、町一般職と同様の改正を行うものでございます。

それでは、議案第87号は、大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、説明資料を使って説明いたします。説明資料の2ページ中段をご覧ください。

常勤の特別職の給料月額につきましては、平成23年度に引下げの改正を行っており、それ以降、改定を見送っておったところでございます。今回、平成24年度以降、本年までの人事院勧告の改定率を合算した率を用いまして算出した引上げとし、11月14日開催の特別職給料等審議会に諮問、原案どおりの答申を受けたところでございます。

それぞれの年の改定率は、こちらに記載のとおりで合計で5.15%となり、三役それぞれの改定の状況は表のとおりでございます。

期末手当につきましては、資料の3ページをお願いします。

期末手当の改正につきましては、一般職と同様に本年度の6月に支給済みの部分については変えず、12月に0.05月分引上げ、令和7年度に、6月、12月それぞれ0.025月分配分するものでございます。

それでは、議案書10ページにお戻り願います。

今回の改正では、改正の適用時期の関係から3段階の改正となるものでございます。

第1条は、本年中の期末手当の適用の部分で、第3条第4項では、改正前6月、12月とも100分の170としておりましたが、改正後では、支給済みの6月の率をそのままとし、12月分を100分の175とすることにより、100分の5を引上げ、年間100分の345の支給月数といたすものでございます。

次に、第2条は給料月額の改定でございまして、別表においてその月額を規定しております。改正後の額は町長が80万円、副町長が63万4,000円、教育長が54万円でご

ざいまして、この額は改正前の額に5.15%を乗じ、1,000円単位で端数処理をいたしたものでございます。

次に、第3条は、令和7年度以降の期末手当の部分でございまして、11ページをお願いいたします。第3条の改正は、令和7年度以降の期末手当の支給のため、第3条第4項におきまして、年間の支給率を100分の345とし、6月、12月とも、100分の172.5とするものでございます。

附則でございまして。

第1条第1項は、この条例は公布の日から施行といたしますが、ただし書の部分で第1号、第2条の改正規定、給料月額につきましては、令和7年1月1日からの施行、第2号の部分、第3条の改正規定、令和7年度以降の期末手当は、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

第2項は、第1条の改正規定につきましては、令和6年12月1日期末手当の基準日に遡及して適用するものといたすものでございます。

第2条は、第1条の改正規定は、改正後の条例規定の内払を規定しているものでございます。

説明は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第87号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「報告第88号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第6、議案第88号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは次に、12ページをお願いいたします。

議案第88号は、大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議会議員の期末手当は、町の常勤の特別職、町長、副町長、教育長と同様の規定でございまして、同様に改正するものでございます。

第1条は、本年中の期末手当の適用部分で、第6条第3項では、改正前6月、12月とも100分の170としておりましたが、改正後は、6月の支給済みの率はそのままの率、12月分を100分の175とすることによりまして、年間100分の5を引き上げ、合計で100分の135の支給月表となるものでございます。

次に、第2条は、令和7年度以降の期末手当の適用の部分でございまして、第6条第3項におきまして、年間支給率100分の345、6月、12月とも同様の率とし、100分の172.5といたすものでございます。

附則でございます。

第1条第1項は、この条例は公布の日から施行といたしますが、第2条の改正規定、令和7年度以降の期末手当は、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

第2項は、第1条の改正規定につきましては、令和6年12月1日期末手当の基準日に遡及して適用となるものでございます。

13ページをお願いいたします。

第2条は、第1条の改正規定は、改正後の条例規定の内払を規定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第88号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第88号の採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7「議案第89号 令和6年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第7、議案第89号 令和6年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

よろしくお願いたします。

議案書の14ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第7号）につきましても、準備をお願いいたします。

議案第89号 令和6年度大和町一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ6,394万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を168億5,332万6,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書（第7号）の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

14款2項1目民生費負担金につきましては、保育所運営費でありまして、保護者負担分236万円を減額するものであります。

16款1項1目民生費国庫負担金3節児童手当負担金は、児童手当制度の見直しにより4,825万3,000円の追加を、4節児童福祉負担金は、公定価格の見直し等により

4,148万3,000円を追加するものであります。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、2節児童福祉費補助金で、延長保育等に要する費用として924万円を追加するもの。

3目1節保健衛生費補助金は、予防接種に係るシステム改修費に対する補助金の追加。

7目6節公立学校情報機器整備費補助金は、タブレット端末更新に向けたアセスメント業務に係る補助金109万7,000円の追加。

8目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金は、1億4,027万5,000円を追加するものであります。

3項2目民生費委託金につきましては、2節児童福祉費委託金で、特別児童扶養手当事務費で取扱交付金の単価増により1万2,000円を追加するもの。

17款1項2目民生費県負担金につきましては、3節児童手当負担金で、県負担分が798万6,000円減額となるもの、4節児童福祉費負担金は、子供のための教育・保育給付費、未熟児養育医療費の県負担分1,709万7,000円を追加するもの。

2項2目民生費県補助金につきましては、3節児童福祉費補助金で949万1,000円を追加するもの。

3目衛生費県補助金につきましては、1節保健衛生費補助金で新たに巡回相談支援を行うための補助金10万6,000円を追加するもの。

4目農林水産業費県補助金につきましては、1節農業費補助金で、金取北地区で行います土地改良事業などに対します補助金759万2,000円を追加するもの。

19款1項4目ふるさと寄附金につきましては、1節ふるさと寄附金で、実績見込みにより3,000万円を追加するもの。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として7,166万9,000円を繰入れするもの。

6目学校教育施設整備基金繰入金につきましては、吉岡小学校改築工事に係る工事請負費の減額に伴い、繰入金4億3,000万円を減額するものであります。

歳入は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 (今野善行君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは引き続き、事項別明細書 5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目議会費でございます。2 節から 4 節までは、人件費の調整などを行うものでございまして、本年 4 月から現在までの人事異動による配置替え及び給与条例の一部改正の反映、給料の 1 月 1 日昇給や手当支給要件の異動、休職・休業等の調整を行った結果の補正額となるものでございます。以下、2 節から 4 節のうち、一般職の人件費及び会計年度任用職員の報酬及び給料等の人件費につきましては、同様となりますので、特別の事情がある場合を除き、説明を省略させていただきます。

なお、議会費の 3 節の時間外勤務手当につきましては、職員の育児休業などに伴います追加措置でございます。

続きまして 6 ページ、4 目会計管理費でございます。12 節につきましては、会計課及び社の丘出張所で収納した公金及び納付書等を指定金融機関まで警備輸送する業務につきまして、契約により額が確定しましたことによる減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

続きまして、6 目企画費でございます。企画管理費につきましては、フルタイム会計年度任用職員に関する経費、それから防衛施設周辺整備対策費につきましては、国から特定防衛施設周辺交付金の追加交付によるものでございます。ふるさと寄附事業につきましては、ふるさと納税額が予算額を超える見込みでございますので、その追加の所要措置でございます。

7 ページをお願いいたします。

7 節、11 節、12 節につきましては、ふるさと納税の増加収入が見込めることから返礼品等の経費に要する経費で、残余金につきましては 24 節のふるさと応援基金積立金へ積立てを行うものでございます。

24 節防衛施設周辺調整交付金基金積立金につきましては、歳入の特定防衛施設周辺整備調整交付金に追加交付がありましたことから、基金へ積立てを行うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

失礼いたしました。3目のほうが抜けてしまいました。申し訳ございません。

3目財政管理費につきましては、財政一般管理費でフルタイム会計年度任用職員を採用予定としておりましたが、人事異動等の都合により不採用としたことにより減額をするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長 (甚野敬司君)

7ページ、9目交通対策費18節負担金補助及び交付金につきましては、吉岡上町の信号機更新設置に伴う水道管移設工事費の額の確定による18万円減額となるものであります。

18目無線放送施設管理費12節委託料につきましては、無線放送施設管理費保守点検の契約額が、確定に伴います98万2,000円の減額となるものであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

税務課長村田充穂君。

税務課長 (村田充穂君)

続きまして、2款2項徴税费でございます。

8ページをお願いいたします。

2目賦課徴收費の会計年度任用職員に係ります給料と共済費についてでございます。人事異動、給料表改定によるもののほかに、今年度行われております定額減税に係るものとしまして、給与支給者が従業員に対しまして実施しております定額減税の実施状況を記載した源泉徴収票がこれから提出されることになっております。例年にない

整理やデータ入力などの作業が増加いたしますことから、会計年度任用職員1名、今後3か月分の費用について増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長（甚野敬司君）

7ページの13目諸費について説明申し上げます。

12節委託料であります。防犯カメラの保守点検の契約額の額が確定しまして、2万円減額となるものであります。

以上であります。

議長（今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長（早坂 基君）

続きまして9ページ、10ページをお開き願います。

3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費の18節は、大和町遺族会の運営費補助金の未申請に伴い、減額するものでございます。27節は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

同じく2目老人福祉費の7節は、特別敬老者及びその家族への記念品に係るものでございますが、1名減となったことによります減額、18節は、となりぐみ活き生きサロン、老人クラブ、敬老会事業補助金の実績見込みによります減額、19節は、敬老祝い金の実績を踏まえました減額、27節は介護保険事業勘定特別会計へ繰り出すため追加補正をお願いするものでございます。

同じく4目障害者福祉費でございます。

11ページをお願いいたします。

19節は、障害者福祉サービス給付費等の支出見込みの調整による補正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

同じく6目18節は、県後期高齢者医療広域連合負担金額確定による減額を、27節は、後期高齢者医療特別会計繰出金として、人件費及び事務費分の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長（小野政則君）

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。

12ページをお願いいたします。

3節の時間外勤務手当につきましては、保育支援業務に係る時間外勤務の増加に伴い、手当の追加をお願いするものであります。10節につきましては、福祉課所管となりますが、特別児童扶養手当事務に係る事務用品代をお願いするものであります。11節につきましては、児童扶養手当証書、安心子育て医療の受給者証等の郵送代の追加をお願いするものであります。19節につきましては、未熟児養育医療費助成費の追加をお願いするものであります。22節につきましては、令和5年度の未熟児養育費、保育対策総合支援の補助金確定に伴います償還金となります。

2目児童措置費でございます。19節につきましては、児童手当の制度拡充により、扶助費の追加をお願いするものであります。

4目保育所費でございます。

13ページをお願いいたします。

10節につきましては、システム変更に伴い、保育所等利用料の納入通知書の印刷費をお願いするものであります。12節の業務委託につきましては、公定価格の改定に伴い、保育所の運営業務への委託料の追加をお願いするものであります。17節につきましては、もみじヶ丘保育所でのインターネット環境を確保するため、ポケットWiFiを購入するものであります。18節の負担金につきましては、12節と同様に公定価格の改定に伴い、認定こども園等への運営業務への負担金の追加をお願いするものであります。補助金につきましては、補助単価の改定に伴い追加をお願いするものと、

障害児保育に係る補助金の追加をお願いするものであります。22節につきましては、令和5年度分の保育所運営等に係る補助金、交付金の確定に伴い、償還金をお願いするものであります。

5目児童館費でございますが、全て人事院勧告によるものであります。  
どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

続きまして14ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生費保健衛生総務費でございます。

27節は、簡易水道事業管理費、令和5年度収支決算に基づきます水道事業会計への繰出金でございます。

4款の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして16ページをお願いいたします。

5款1項2目農業総務費で、町民研修センター管理費です。

12節は、長寿命化改修に係る実施設計業務委託料について、実績見込みにより減額をするものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

続きまして、同じく3目農業振興費でございます。

18節補助金、農林業災害対策資金利子補給費は、原油価格、農業資材等の物価高騰、

子牛価格の下落により、農畜産業者の農業資金を無利子化とするための利子補給でございます。農地集積・集約化対策事業費につきましては、吉田金取北地区におきまして、農地中間管理機構を通した利用権の設定を行い、農地集積が進むことにより交付される地域集積協力金であり、有害鳥獣被害防止施設補助事業費は、吉田金取北地区7.4キロメートル及び鶴巣北目地区5.18キロメートルと、地区で設置する有害鳥獣侵入防止柵設置及び管理等に対します1キロメートル当たり10万円の補助でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （今野善行君）

商工観光課長蜂谷祐士君。

商工観光課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、17ページをお開き願いたいと思います。

6款1項2目商工振興費の8節につきましては、年明け後の企業訪問並びに名古屋で開催を予定しております宮城県企業立地セミナーへの旅費の不足分をお願いするものでございます。

3目観光費の10節は、花野果ひろば敷地内にあります芝や駐車場等の法面部分に対するイノシシ被害があったことにより、その施設の敷地周り約310メートルほどに設置する防護柵を購入するための補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、事項別明細書18ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費につきましては、さきの12月定例会議におきましてご可決を賜りました、本町が管理する土地の一部を不法に占拠しております車両の撤去、土地の明渡し請求に伴います訴えの提起に係ります関係費用のほか、これまで一級河川竹林川への橋梁架設工事として実施してまいりました仮称下草橋が本年度完成いたしますことから、改めて橋梁の名称について地元の方々と協議を行いました結果、下草大橋と名称が決定いたしましたものでございまして、同橋梁工事関係の完成に伴います開

通式関係費用につきましても、お願いをするものでございます。

8節につきましては、不法占拠車両の撤去、土地明渡し請求に係ります相手方の車両登録事項等証明書記載の住所地におきます生活実態の確認を行うために要します費用でございます。11節につきましては、登記は土地明渡し請求に係る手続に係ります郵便代、印紙代のほか、土地明渡し請求手続等に係ります車両処分等に係ります裁判所執行官への予納金でございます。12節につきましては、下草大橋仮設工事の完成に伴います橋梁開通式の開催に係ります式典設営及び撤去業務に要します費用のほか、土地明渡し請求手続に係ります弁護士費用でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費でございます。

12節につきましては、測量設計業務等の委託料確定見込みによります減額でございます。

事項別明細書19ページをお願いをいたします。

4項3目公園費でございます。

10節は、公園及び緑道に設置しております照明灯19基の修繕に要します費用でございます。12節は、大和リサーチパークにございますテクノヒルズ残置森林内の樹木の立ち枯れに伴います伐採に要します費用でございます。

4目土地区画整理費の27節は、吉岡西部土地区画整理事業特別会計の人件費の調整に伴います繰出金の減額でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

11節は、西原第三住宅の木造住宅入居者の退去による住宅解体に伴います水道廃止手数料でございます。

20ページをお願いをいたします。

14節につきましても、木造住宅入居者の退去に伴います住宅解体費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長（甚野敬司君）

同じく8款1項2目非常備消防費18節につきましては、消防団員福祉共済掛金の額が確定による減額となるものであります。

以上です。

議 長 (今野善行君)

教育総務課長青木朋君。

教育総務課長 (青木朋君)

次、続きまして、9款教育費の補正でございます。

1項教育総務費2目事務局費3節の時間外勤務手当につきましては、職員の病休等の対応によります増額をお願いするものでございます。12節の委託料は、現在、児童生徒及び教職員等が使用しております1人1台タブレット端末を、令和7年度中に国の補助金を活用して更新を予定しておりますことから、補助要件を満たすネットワーク環境にあるものかどうかの判断をするためのアセスメント調査業務に要する費用をお願いするものでございます。

21ページをお願いします。

次に、2項小学校費4目小学校建設費でございます。

7節は、吉岡小学校の新校舎完成引渡し後の3月に落成式を行う予定としておりまして、式典時の際の記念品にかかる費用、10節は、落成式典パンフレットの印刷製本に係る費用、11節は、建築確認申請等手数料の改正に伴い、不足となる費用の追加を、12節は、落成式典の会場準備作業等も含めた運營業務を委託する費用をお願いするものでございます。14節の工事請負費は、当初予算におきまして債務負担行為の限度額による積算としておりましたが、改築工事が最終段階に入り、費用の見通しが固まっておりますことから、今回不要となる見込額の減額をするものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

以上で議案第89号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

事項別明細書11ページ、4目の障害者福祉費の中の11ページ、19節扶助費、1億1,400万円ほど追加になっているんですが、額がちょっと大きい気がするんですが、もう一度ちょっとこれだけの額が必要な理由、ご説明いただけたらと思います。

議 長 (今野善行君)  
福祉課長早坂 基君。

福祉課長 (早坂 基君)  
それでは、渡辺議員のご質問にお答えしたいと思います。

障害者福祉費のサービスの内容についてでございます。こちらにつきましては、例年、過去、近年二、三年前から見ますと、1億円ずつぐらい年間の実績が伸びている状況でございます。

背景としましては、障害者の人数自体につきましては、横ばい傾向にはあるんですけども、今まで居宅で面倒を見ていたご家族様といいますか、本人の障害の度合いが重くなってきたり、ご家族様も年齢を重ねることによって、ご自宅でご面倒を見るのがなかなか苦しくなっているという状況がございまして、居宅のサービスから外に出たのサービスに切り替わってきているという部分で、今までよりもサービスを利用する方々が増えてきているという状況でございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)  
11番渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)  
伸びてきている理由は分かりました。  
もう1点だけ教えていただきたいのは、これから先、じゃあ本当に軽くでいいです。中身、根拠を持ってとかそういうことではなくて、これからもどんどんどんどんそういう居宅から施設への移行がどんどんなってきた、これからもこの予算というのは増えていくものかどうか、その辺の見通しを若干だけ教えてください。

議 長 (今野善行君)  
福祉課長早坂 基君。

福祉課長 (早坂 基君)  
それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申したとおり、年々約1億円規模の増加傾向があるということで、今後いず

れちょっと先の3月議会のほうでも改めて説明が必要かなとは思っているんですけども、今のところの見込みは来年度予算、町長のほうから行政報告もあったとおり、障害者福祉サービスの増額、こちらは約1億円ぐらいいは増額が見込まれるのかなというところで担当課としては考えております。

議 長 （今野善行君）

ほかにありませんか。9番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

事項別明細書の17ページ、6款1項3目観光費の中の先ほど花野果のイノシシ被害ということで、私も現地を見たんですけども、補正をつけていただいたということですが、300メートルということですが、この量で足りるとお考えなのかどうか。結局あそこ、フェンスの下も実は今も柵してあるんですよね。どうしても切れている部分があるので、柵を本当にしても効果があるのかどうかという部分も気になるんですが、どのようにお考えか。

議 長 （今野善行君）

商工観光課長蜂谷祐士君。

商工観光課長 （蜂谷祐士君）

それでは馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

花野果ひろばの施設の設置箇所につきましては、駐車場施設の法下のところに設置する予定でございます。あと駐車場にも一般の方々が出入りするという形もございまして、出入りする箇所につきましては、単管パイプ等を利用しながら柵を侵入されないような工夫をしまして、柵を設置する予定でございます。一応メートルにつきましては約310メートルという形でございますので、それで間に合う予定でございます。以上でございます。

議 長 （今野善行君）

9番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

失礼しました。310メートルということでしたね。ただ、どうしても侵入柵って車入るとか必ず切れる部分があるので、本当にこの柵をしたから効果があるのかどうかという部分も考えなきゃいけないかと思うんですよ。という意味では、今後例えばね、例えばですよ。人工芝にするとかね。結局、何度も何度も掘り起こされて、多分職員さんが行って埋めているんじゃないですか。そういう意味ではやっぱりコンクリにしようとか、コンクリはなかなか難しいと思うんですけれども、ある程度今後柵をするに当たっても、その後の様子を見て対策考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、いかがですか。

議長（今野善行君）

商工観光課長蜂谷祐士君。

商工観光課長（蜂谷祐士君）

それでは、馬場議員の再質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり柵を施設周りに設置するわけではございますけれども、実際やってみてイノシシがどのような行動されるかというのも、今後調べて対応していかなければならないと思いますし、天然芝につきましても、今後議員のおっしゃるとおり、何か対策、被害を被らないような形も取っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（今野善行君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8「議案第90号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計  
補正予算」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第90号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

議案第90号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）  
でございます。

令和6年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は次に定め  
るところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,084万4,000円を減額し、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ24億7,068万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表によるもので  
ございます。

第2条債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、  
期間及び限度額は、第2表によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

第2表でございます。

債務負担行為は、システム保守、国民健康保険税通知書等の印刷・発送、特定健康  
診査、特定保健指導の業務、計6件となり、期間はいずれも令和6年度から7年度と  
なるものでございます。

限度額は記載のとおりでございます。

事項別明細書33ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目1節は、歳入歳出予算額の調整による普通交付金の減額でございます。

6款1項1目3節は、人件費調整として一般会計からの繰入金でございます。

7款1項1目1節は、前年度からの繰越金となります。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項2目18節は、オンライン資格確認等運営負担金額が確定により減額するものでございます。

3款1項から3項までの18節は、保険事業納付金額確定により、それぞれ記載のとおり減額をお願いするものでございます。

6款1項3目22節は、保険給付費等交付金確定に伴う精算として、償還金の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第90号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9「議案第91号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正  
予算」

議長（今野善行君）

日程第9、議案第91号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。福祉課長早坂 基君。

福祉課長（早坂 基君）

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）、43ページからになりますが、こちらにつきましてもご準備をお願いいたします。

議案第91号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

令和6年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,298万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,324万9,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、21ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、債務負担行為でございます。

第2条といたしまして、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、22ページの「第2表債務負担行為」によるものでございます。

22ページ、第2表債務負担行為をお願いいたします。

債務負担行為をお願いする事項につきましては、介護保険台帳システム保守業務をはじめ6項目でございます。令和7年4月1日から業務等が開始される事項につきまして、本年度中に発注業務を行うものであり、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の43ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、令和6年度の介護給付費の居宅介護サービス及び施設介護サービス給付等費等の調整によります現年度分の介護給付費に係ります国庫負担金を増額するものでございます。

同じく2項1目調整交付金につきましては、現年度分の介護給付費に係ります調整

交付金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく2目地域支援事業交付金につきましては、介護予防等に係る現年度分の地域支援事業に係ります交付金を増額するものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金につきましては、現年度分の介護給付費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額するものでございます。

同じく2目地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、県からの現年度分の介護給付費に係ります負担金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく3項1目地域支援事業交付金につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります県補助金を増額するものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計から町負担分として、1節は介護給付費の繰入金の増額を、2節は職員の人件費調整による減額を、4節は地域支援事業繰入金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金からの増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節から4節につきましては、さきに一般会計で説明がございました内容と同様に、人件費の調整に伴います増額、24節は財政調整基金への積立金の減額をお願いするものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費、2目施設介護サービス給付等費、46ページの3目居宅介護サービス計画等費、4目地域密着型介護サービス給付等費の18節につきましては、それぞれの介護サービス給付費等に要します負担金の本年度上半期の実績から試算をいたしました本年度の支出見込みによります増額をお願いするものでございます。

同じく2項1目高額介護サービス等費、同じく3項1目介護予防サービス給付等費、同じく2目介護予防サービス計画給付等費及び4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費の18節につきましては、それぞれのサービス給付等費に要します負担金の本年度の支出見込みによります増額をお願いするものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

同じく3項3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の2節から4節につきましては、さきに説明した内容と同様に、人件費の調整及び高齢者福祉関係の相談対応等に伴います保健師、社会福祉士の専門職員の枠外の時間外勤務手当などの各項目をそれぞれ増額、または減額をいたしまして、その差引き額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。お願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第91号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第10「議案第92号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第10、議案第92号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは議案書の23ページをお願いいたします。

議案第92号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、債務負担行為の設定でありまして、第1表によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為でございます。

宮床財産区用務員業務につきましては、宮床基幹集落センターの隣の建物につきまして、財産区管理委員が利用しておりますこと、また、宮床基幹集落センターの予約状況の問合せをこの施設で行っておりますことから、地域団体との折半により用務員業務を行っており、本年度3月中に発注調達行為を行うため、債務負担行為についての承認をお願いするものでございます。

限度額につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第92号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第11「議案第93号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計補正  
予算」

議長（今野善行君）

日程第11、議案第93号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。

議案第93号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ217万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億342万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表によるものでございます。

第2条債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

第2表でございます。

債務負担行為は、保険料通知書等の印刷・発送業務の計2件となり、期間はいずれも令和6年度から7年度となるものでございます。

限度額は記載のとおりでございます。

事項別明細書56ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目1節は、一般会計からの事務費繰入金として人件費分及び事務費分を減額するものでございます。

4款1項1目1節は前年度からの繰越金となります。

57ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款2項1目は、財源内訳の変更でございます。

2款1項1目18節は、県後期高齢者医療広域連合納付金として、出納整理期間中に徴収した前年度の保険料分の納付金でございます。

4款1項1目は、財源内訳の変更でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第93号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第94号 令和6年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第12、議案第94号 令和6年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書28ページをお願いいたします。

議案第94号 令和6年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度大和町の吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,729万5,000円とするものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」によるもので

ございます。

続きまして、事項別明細書の65ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整によります減額でございます。

次に歳出でございます。

1款1項1目総務管理費は、職員人件費の調整によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第94号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 「議案第95号 令和6年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第13、議案第95号 令和6年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

それでは、議案書30ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の令和6年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）をお願いいたします。

議案第95号 令和6年度大和町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条総則であります。令和6年度大和町下水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによるものであります。

第2条収益的収入及び支出であります。令和6年度大和町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出につきましては、1款下水道事業費用に458万2,000円を減額し、合計8億9,336万8,000円に、同じくその下段、1項営業費用にも同額を減額し、合計8億4,615万円とするものでございます。

次に第3条資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、2億5,365万1,000円を2億3,205万1,000円に、当年度損益勘定留保資金3,420万6,000円を1,260万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款資本的収入に2,160万円を増額し、合計3億6,792万8,000円に、同じく1項企業債にも同額を増額し、合計1億5,830万円とするものであります。

続きまして、31ページをお願いいたします。

第4条債務負担行為であります。予算第5条に定めました債務負担行為の時効期間及び限度額を次のとおり補正するものであります。債務負担行為の追加となります。事項といたしましては、消費税申告業務のほか、記載の6項目につきまして、期間、限度額を定めるものであります。いずれも令和7年度4月早々より業務開始となるものでございまして、必要となります事務処理を令和6年度内から行うこととなりますことから、お願いするものであります。

なお、期間につきましては、令和6年度から令和7年度までとなるものであります。

第5条企業債であります。予算第6条に定めた起債の限度額を、第1表企業債補正のとおりに変更するものであります。

32ページをお願いいたします。

第1表企業債補正であります。限度額の変更となります。資本費平準化事業債を変更前800万円から、変更後2,960万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

31ページにお戻り願います。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。職員給与費につきまして、623万2,000円を減額し、合計額2,854万7,000円とするものであります。

次に、令和6年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）、71ページをお願いいたします。令和6年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書となります。詳細につきましては、こちらでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の支出であります。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費の節の給料、職員手当、法定福利費、賞与引当金繰入額は職員人件費の調整であります。手数料は、年度後期分の管渠等清掃に要する費用となります。

2目処理場施設費等費及び3目浄化槽費は、職員人件費の調整であります。

次に72ページ、資本的収入及び支出の収入であります。

1款資本的収入1項企業債1目企業債の節は、下水道事業資本整備に係る世代間負担の公平性を図ることで措置されております資本費平準化債の拡充分となるものであります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第95号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（今野善行君）

日程第14、議案第96号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。  
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

議案書33ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の令和6年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）をお願いいたします。

議案第96号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条総則であります。令和6年度大和町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条収益的収入及び支出であります。令和6年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、1款水道事業収益に1,747万4000円を増額し、合計9億9,080万7,000円に、同じくその下段、2項営業外収益にも同額を増額し、合計1億7,277万8,000円とするものでございます。

次に支出でございます。1款水道事業費用に108万5,000円を増額し、合計9億3,589万円に、同じくその下段、1項営業費用にも同額を増額し、合計9億2,044万6,000円とするものでございます。

第3条他会計からの補助金であります。予算第10条を第11条とし、第9条中7,910万4,000円を8,306万5,000円に改め、同条を第10条とするものであります。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改め、同条を第9条にするものであります。職員給与費につきまして、合計額5,174万2,000円とするものであります。

予算第5条から第7条までを1条ずつ繰下げ、第4条の次に次の1条を加えるものでございます。

34ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものであります。

事項といたしましては、水道施設監視システム通信料のほか、記載の10項目でございまして、いずれも令和7年4月早々より業務開始となるものでございます。その事務処理を令和6年度内から行う必要がございますから、お願いするものでございます。

なお期間につきましては、令和6年度から令和7年度までとなっております。

続きまして、令和6年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）、78ページをお願いいたします。令和6年度大和町水道事業会計補正予算内訳書となっております。詳細につきましては、こちらでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収入 1 項営業外収益 1 目他会計補助金、節の一般会計補助金は、旧簡易水道事業管理費の令和5年度決算確定によるものでございます。

2 目開発負担金は、10月末までの実績によりまして、1,351万3,000円を増額するものでございます。

支出であります。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目浄配水費、節の報酬から賞与引当金繰入額は、職員の病気休暇に伴います事務職員任用のため、会計年度任用職員1名、3か月分の費用を含みます職員人件費の調整となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第96号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年大和町議会12月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時58分 散 会